



高鳥公認会計士事務所

Takatori Certified Public Accounting Firm



ニューヨーク在住者からの相談には、高鳥拓也代表(写真右)がスカイプなどで応じる。まずは気軽に問い合わせを

日米双方の税金問題を解決 海外資産税の専門家がアドバイス

東京都港区赤坂8-5-40
ペガサス青山618号室
TEL: 03-6369-8180 (日本)
takatoritax.com

海 外資産に関する税制改正やCRS(共通報告基準)などの包囲網の整備が進んでいる。海外資産に関する税金のコンサルティングを強みとする高鳥公認会計士事務所では、海外在住で詳しい人が近くにいない、あるいは顧問税理士からの確かな回答がない、といった悩みを抱えたクライアントから、数多くの相談を受けてきた。高鳥拓也代表は、2001年に京都大学経済学部経営学科を卒業、14年に同事務所を創業。またウェブサイト「海外送金.com」を運営し、個人をめぐる国際税務の最新情報を解説している。

日本と海外にまたがる財産の税金問題は、両国の法令が

入り組み、複雑になる傾向がある。同事務所はクライアントの置かれた状況や抱える課題に応じて、米国会計士や弁護士など最適な専門家と連携し、課題を解決する手助けを行う。また、日本所在の収益不動産の確定申告や、日本帰国後の日米確定申告、日本法人の設立サポートや運営に関する会計税務サービスなども提供。その他専門は、日本在住の両親から住宅取得資金などの援助を受ける場合の日米贈与税対応、相続が発生した場合の日米相続税の申告など。「無用な時間や費用がかかるのを避けるため、事前に日米での税金の取り扱いや対策の検討をおすすめします」とのこと。